

令和5年度第2回たまプラーザキャンパス衛生委員会産業医講話(吉次産業医)

課題テーマ：産業医から見た衛生委員会の目的と意義

1. 衛生委員会の目的、役割および意義

企業はその規模に応じて安全衛生の管理体制を構築するように労働安全衛生法（安衛法）と労働安全規則（安衛則）に義務付けられています。管理体制には安全委員会（安全に関する審議）と衛生委員会（衛生に関する審議）があります。

衛生委員会の目的は、労働者の健康障害防止措置等の調査審議であり、過半数決定の規定はありません。労使が納得するまで話し合い、労使の一致した意見に基づいて行動することが望ましい（安衛法第18条）

- ・労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
 - ・労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
 - ・労働災害の原因および再発防止対策で、衛生にかかるとの点に関するもの
 - ・第三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項
 - ・安衛則第22条付議事項
- 1) 衛生に関する規定の作成
 - 2) 第28条の二第1項危険性または有害性等調査およびその結果に基づき講ずる措置のうち衛生にかかるとの点
 - 3) 安全衛生に関する計画（衛生にかかるとの部分に限る）の作成、実施、評価および改善
 - 4) 衛生教育の実施計画の作成
 - 5) 第57条の三第1項、四第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立
 - 6) 第65条第1項またgは第5項の規定により行われる作業環境測定の結果およびその結果の評価に基づく対策の樹立
 - 7) 定期に行われる健康診断、第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断第66条の二の自ら受けた健康診断および法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察、または処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立
 - 8) 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成
 - 9) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立
 - 10) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立
 - 11) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官または労

働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち労働者の健康障害の防止に関すること

平成 18 年法改正注目点：

- ・健康診断実施後の措置として衛生委員会等または労働時間等設定改善委員会への医師等の意見の報告が追加されましたが、就労の可否であり、検査データや病名ではありません。
- ・過重労働面接については、面接の実施人数や受診率、医学的所見である有所見、無所見率などに加えて、面談の結果出された就業制限の要否とその内容等も、個人情報をも十分に保護したうえで報告・審議する必要があります。

衛生委員会の実際

- ・衛生委員会：事業場におけるあらゆる衛生に関する事項に対する調査審議機関
- ・総括衛生管理者：事業場におけるあらゆる衛生に関する統括指揮・管理義務
- ・産業医：事業場におけるあらゆる衛生に関しての勧告・指導・助言権を有する。情報提供の際に最新の法律、健診の解析、求職者・死亡者統計、最新の産業医学の知見、災害事例、職場巡視時の情報、健康診断時の情報などに関して意見を述べる
- ・「衛生委員会への遅刻・欠席が多い企業は求職者や労働災害が多い」との専門家の意見もあります
- ・2019年4月1日いわゆる「働き方改革関連法」が順次施行されていますが、主要な目的の一つは過労死による働き手の減少を食い止めることとあります。そのために最重要視されたのが時間外労働者に対する医師面接です。これを意味あるものにするためには産業医の独立性と中立性が担保されなければなりません。

2. 衛生委員会の運営

- ・毎月1回以上開催
- ・委員会の招集、専門委員会の設置、議事録の記載・保存、事務局などについて規定を決める
- ・委員会の会議は労働時間内に開催されるのが原則
- ・衛生委員会の透明性を確保が重要。①議事の概要の周知、②掲示または備え付け、③書面の交付、④磁気テープ、磁気ディスクへの記録と確認できる機器を設置、が必要です。
- ・議事で重要なものにかかる記録を作成し、3年間保存する
- ・ストレス実施期間の選定、その会社が何点以上を高ストレス者とするか、高ストレス者の面談を行う医師は誰にするかなどはすべて衛生委員会で審議する必要があります。

- ・産業医は、企業の議事録を確認する必要があります。議事録の中に産業医の名前が載っているだけでは不十分で、産業医の発言内容等の記録が必要です。議事の内容は項目だけでなく、審議内容そのものを保存する。